

令和6年3月19日

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前3-1-30 303

株式会社 FIT PLACE 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 荻原 典子

(連絡先) 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目7-34

荘苑泉3C

事務局長 伊藤 英樹

(TEL: 052-734-8107、FAX: 052-734-8108)

申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人(NPO法人)です。

貴社が使用している利用規約につき、今般、消費者保護の観点から検討致しました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和6年4月19日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い致します。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社の御回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

(別紙)

申入事項

第1 申入れの趣旨

1. 貴社の利用規約6条3項、7条3項及び14条3項を消費者契約法9条1項1号、同法10条に適合するよう改訂して下さい。
2. 貴社の利用規約6条4項及び21条を、削除するか、民法548条の4に適合するよう改訂して下さい。
3. 貴社の利用規約9条2項を消費者契約法10条に適合するよう改訂して下さい。
4. 貴社の利用規約11条1項、5項を消費者契約法9条1項1号、10条に適合するよう改訂して下さい。
5. 貴社の利用規約11条9項を消費者契約法9条1項1号に適合するよう改訂して下さい。
6. 貴社の利用規約16条1項及び17条を消費者契約法10条に適合するよう改訂して下さい。
7. 貴社の利用規約18条1項、及び19条3項を消費者契約法8条1項1号及び3号に適合するよう改訂して下さい。
8. 貴社の利用規約22条から「専属的」との文言を削除してください。
9. 貴社のホームページにある、下記画面において、消費者のプラン選択にとって重要な要素となる違約金の定めの有無及び額について、表示して下さい。また、下記画面を、不当景品類及び不当表示防止法第5条第2号に適合するように、改訂して下さい。

記

(画面)

HOME 店舗検索 FAQ 求人情報

Price

全プラン24時間通い放題!

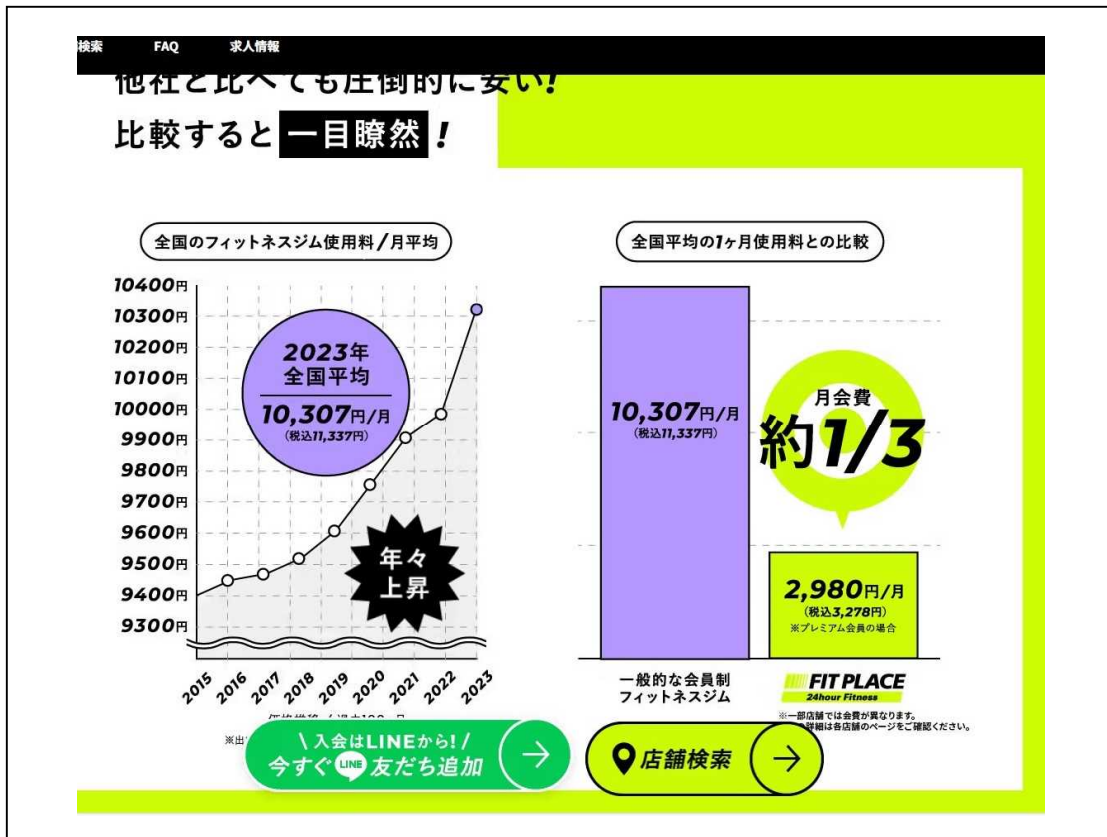
継続期間でご自身にあったプランをご選択ください。

1番お得!

1年以上継続するなら Premium プレミアム会員 2,980円/月 (税込 3,278円/月) ※12ヶ月の継続条件有り <small>※一部店舗では3,980円/月(税込4,378円/月)となります。詳細は各店舗の詳細ページをご確認ください。</small>	半年以上継続するなら Standard スタンダード会員 3,980円/月 (税込 4,378円/月) ※6ヶ月の継続条件有り <small>※一部店舗では4,980円/月(税込5,478円/月)となります。詳細は各店舗の詳細ページをご確認ください。</small>	Light ライト会員 4,980円/月 (税込 5,478円/月) ※継続条件なし <small>※一部店舗では5,980円/月(税込6,578円/月)となります。詳細は各店舗の詳細ページをご確認ください。</small>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

入会金 5,500円 (税込)	Option	水素水サーバー 1,100円 (税込)/月
施設メンテナンス料 5,500円 (税込)/年		タンニングマシン 3,300円 (税込)/月
相互利用 1,100円 (税込)/月 <small>※相互利用のご利用は入会後にプラン変更が必要です。</small>		レンタルロッカー 550円 (税込)/月 <small>※オプションサービスは店舗ごとに異なります。詳細は各店舗ページをご確認ください。</small>

(画面)



第2 申入れの理由

1 利用規約6条3項、7条3項及び14条3項について

(1) 貴社の利用規約の記載

貴社は利用規約において、次の条項を使用されています。

第6条【利用料】

3. 支払処理が完了した利用料は、理由の如何を問わず返還しない。

第7条【会員以外のクラブの利用】

3. 支払処理が完了した利用料は、理由の如何を問わず返還しない。

第14条【強制退会】

3. 会員が強制退会となった場合、支払済みの利用料金は、理由の如何に関わらず返金しない。

(2) 検討

ア 消費者契約法10条は、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と定めています。

イ 貴社の利用規約 6 条 3 項、7 条 3 項、及び、14 条 3 項は、既払の利用料を、一切返金しないとするもので、法定の無効、取消し(錯誤、消費者契約法 4 条等)、解除(債務不履行解除等) の事由があっても返金しないのであれば、消費者契約法 9 条 1 項 1 号、同法 10 条に該当し、無効です。

よって、貴社の利用規約 6 条 3 項、7 条 3 項及び 14 条 3 項を消費者契約法 9 条 1 項 1 号、同法 10 条に適合するよう改訂して下さい。

2 利用規約 6 条 4 項及び 21 条について

(1) 貴社の利用規約の記載

貴社は利用規約において、次の条項を使用されています。

第 6 条【利用料】

4 . 当社は、事前に専用 WEB サイトに掲載することにより、利用料を改定することができる。

第 21 条【本規約の改定】

当社は、本規約、細則、利用規定、その他クラブの運営、管理に関する事項を改定することができる。運営会社は、運営会社が運営するクラブの運営、管理に関する事項を改定することができる。また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用される。

(2) 検討

ア 民法 548 条の 4 第 1 項は、「定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。」とし、民法 548 条の 4 第 2 項は、「前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。」と定め、民法 548 条の 4 第 3 項は、「第一項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。」としています。

イ 貴社の利用規約 6 条 4 項及び 21 条は、貴社において利用規約を自由に変更できるとするもので、変更内容についても定めがなく、効力発生時期についても、適切な方法による周知手続もなく、即時とされています。

民法 548 条の 4 は、強行法規であり、仮に当事者間の合意があったとしても、貴社の利用規約 21 条は、強行法規違反として無効です。

3 利用規約 9 条について

(1) 貴社の利用規約の記載

貴社は利用規約において、次の条項を使用されています。

第 9 条【利用禁止、退場】

1. 各クラブは、以下の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができる。

(省略)

2. 各クラブへの入館禁止中の会員は、禁止中も会費その他の利用料、オプション利用料、施設メンテナンス料等を支払わなければならないものとする。

(2) 検討

貴社の利用規約 9 条 2 項は、会員が入館禁止あるいは退場措置によりサービスの提供を受けられないにもかかわらず、サービス提供の対価である会費の支払義務を課すもので、双務契約の対価関係を失わせるもので、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の義務を加重する条項に該当し、かつ、民法 1 条 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法 10 条に該当し、無効です。

よって、貴社の利用規約 9 条 2 項を消費者契約法 10 条に適合するよう改訂して下さい。

4 利用規約 11 条 1 項、5 項について

(1) 貴社の利用規約の記載

貴社は利用規約において、次の条項を使用されています。

第 11 条【退会】

1. 会員は、専用 WEB サイトにおいて退会手続を行うことにより、退会することができる。退会手続は、以下の各号の定めに従う。

退会手続は、当月末日の退会を希望する場合、各月 15 日までにを行うものとし、かかる手続が行われたときは、当月末日をもって退会となるものとする。翌月末日以降の退会日を希望して退会手続を行った場合には、当該退会日をもって退会となるものとする。

各月の 16 日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会となる。この場合であっても、翌々月末日以降の退会日を希望して退会手続を行ったときは、当該退会日をもって退会となるものとする。

(省略)

5. 会費その他の利用料等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければならない。

(2) 検討

貴社の利用規約 11 条 1 項は、会員が退会する意思表示の受付期間を毎月 15 日までと限定し、16 日以降当月末までの退会の意思表示については効力発生時期を翌月末へ先延ばしし、消費者の契約解除権を制限し、もって、サービスの提供を受け得ない期間について月会費を不当利得しようとするものといえます。

効力発生時期を遅らせる合理的な理由は見いだせず、実質的にみて、消費者契約法 9 条 1 項 1 号が規定する解除に伴う損害賠償の予定を定めた条項と等しく、会員の施設利用その他のサービス享受はなく、貴社に発生する損害は考え難いことから、消費者契約法 9 条 1 項 1 号に違反し無効です。

また、本条項は、退会の理由や、退会申出後の利用の有無を問わず、一律に翌月分の月会費の支払義務を負わせる点で、不合理に消費者の義務を加重していますから、民法と比して、消費者の権利を制限するとともに義務を加重する条項として、消費者契約法 10 条によって無効です。

よって、貴社の利用規約 11 条 1 項、5 項を消費者契約法 9 条 1 項 1 号、10 条に適合するよう改訂して下さい。

5 利用規約 11 条 9 項について

(1) 貴社の利用規約の記載

貴社は利用規約において、次の条項を使用されています。

第 11 条【退会】

(省略)

9 .継続期間条件のある会員が満了前に中途解約をする場合には違約金を支払わなければならない。

プレミアム会員は入会月から 12 か月以内に退会される場合、違約金として 13,200 円(税込)を徴収するものとする。

スタンダード会員は入会月から 6 か月以内に退会される場合、違約金として 6,600 円(税込)を徴収するものとする。

(2) 検討

ア 消費者契約法 9 条 1 項 1 号は、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」条項につき、「当該超える部分」を無効と規定しています。

イ 貴社のホームページに掲載された「Price」には、ライト会員は「月 4980 円(税込 5478 円)」とされ、半年契約であるスタンダード会員は「月 3980 円(税込 4378 円)」、「6ヶ月の継続条件有り」とされ、1年契約であるプレミアム会員は「月 2980 円(3278 円)」、「12ヶ月の継続条件有り」、「1番お得!」と謳われていますが、違約金の具体的額は、表示されていません。

ウ 利用規約 11 条 9 項には、スタンダード会員が入会月から 6 か月以内に退会する場合の違約金を 6 6 0 0 円（税込）と定め、プレミアム会員が入会月から 1 2 か月以内に退会する場合の違約金を 1 万 3 2 0 0 円（税込）と定めています。

エ そうすると、6 か月又は 1 年の契約期間があるとはいえ、スタンダード会員が 5 か月以内に退会した場合、及び、プレミアム会員が 7 か月以内に退会した場合には、同時期までのライト会員の支払会費累計額と比し、常にスタンダード会員・プレミアム会員が支払うこととされる支払会費累計額の方が高額になる計算です。

スタンダード会員及びプレミアム会員が契約期間前に退会することによって貴社に発生する損害は、退会月までの割引金額相当額と思料されますから、貴社の利用規約 11 条 9 項は、「解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」ものに該当し、消費者契約法 9 条 1 項 1 号に違反しています。

よって、貴社の利用規約 11 条 9 項を消費者契約法 9 条 1 項 1 号に適合するよう改訂して下さい。

6 利用規約 16 条 1 項及び 17 条について

(1) 貴社の利用規約の記載

貴社は利用規約において、次の条項を使用されています。

第 16 条【サービスの制限】

1 .当社は、次の理由により本サービスの全部または一部を制限することができ、これに対して会員は利用料の減額または返金を求めることはできない。

気象・災害等により当社または運営会社が営業困難と判断したとき。

施設の点検、補修または改修をするとき。

法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

その他本サービスの停止が必要と当社または運営会社が判断したとき。

第 17 条【サービスの変更】

当社または運営会社は、次の理由により本サービスの全部または一部を変更（店舗の閉鎖を含む）することができ、これに対して会員は利用料の減額または返金を求めることはできない。

気象・災害等により当社または運営会社が営業を不可能と判断したとき。

法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

(2) 検討

ア 貴社と消費者との間の会員契約は、貴社が設備の利用を提供することと、消費者が約定の利用料金を支払うこととが、対価関係に立つ有償契約です。

イ 利用規約16条1項は、「施設の点検、補修または改修」、「その他本サービスの停止が必要と当社または運営会社が判断したとき」にも、「会員は利用料の減額または返金を求めることはできない。」とされており、貴社の判断如何により、会員はサービスの提供を受けられないにもかかわらず、サービス提供の対価である会費の支払義務を課すもので、双務契約の対価関係を失わせるもので、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の義務を加重する条項に該当し、かつ、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条に該当し、無効です。

ウ 利用規約17条は、「...行政指導...その他やむを得ない事由が発生したとき。」に、貴社は、「本サービスの全部または一部を変更（店舗の閉鎖を含む）すること」が出来る一方で、「会員は利用料の減額または返金を求めることはできない。」とされています。例えば、貴社の安全配慮義務違反等の債務不履行によって行政指導を受け、店舗の一時閉鎖を余儀なくされた場合、貴社に原因があるからであって、会員がその利用料の全額負担という形で不利益を強いられる筋合いのものではありません。会員がサービスの提供を受けられないにもかかわらず、サービス提供の対価である会費の支払義務を課すことは、双務契約の対価関係を失わせるもので、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の義務を加重する条項に該当し、かつ、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条に該当し、無効です。

よって、貴社の利用規約16条1項及び17条を消費者契約法10条に適合するよう改訂して下さい。

7 利用規約18条1項、19条3項について

(1) 貴社の利用規約の記載

貴社は利用規約において、次の条項を使用されています。

第18条【賠償責任】

1. 本サービスの利用にあたって発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、運営会社は、その故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負わない。

第19条【サービスの終了】

(省略)

3. サービスの終了につき、当社は会員に対し、何ら責任を負わない。

(2) 検討

ア 事業者の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任について、消費者契約法では、軽過失の場合の一部免除条項が許容されているだけであり、軽過失の場合の全部免除条項は同法8条1項1号又は3号により無効となります（下記表参

照)。なお、この理は、軽過失全部免責の場面が限定される場合や損害額が少額にとどまる場合であっても異なりません。

消費者契約法 8 条 1 項 1 号～ 4 号の内容

	事業者の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任	
	一部免除条項	全部免除条項
事業者の軽過失	有効 ()	無効 (8 条 1 項 1 号・ 3 号)
事業者の重過失・故意	無効 (8 条 1 項 2 号・ 4 号)	無効 (8 条 1 項 1 号・ 3 号)

ただし、別途、消費者契約法 10 条により無効となることがあり得る。

イ 貴社の利用規約 18 条 1 項は、貴社に「過失又は信義則上これと同視しうべき事由」といった帰責事由がある場合にも、債務不履行責任及び不法行為責任を「一切の責任を負いません。」と全て免責させるもので、消費者契約法 8 条 1 項 1 号・ 3 号に違反しています。

また、貴社の利用規約 19 条 3 項は、貴社が債務不履行によりサービスを終了させた場合でも、「当社は会員に対し、何ら責任を負わない。」とするもので、消費者契約法 8 条 1 項 1 号・ 3 号に違反しています。

ウ よって、貴社の利用規約 18 条 1 項、及び 19 条 3 項を消費者契約法 8 条 1 項 1 号及び 3 号に適合するよう改訂して下さい。

8 利用規約 22 条について

(1) 貴社の利用規約の記載

貴社は利用規約において、次の条項を使用されています。

第 22 条【裁判管轄】

当社または運営会社と会員との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(2) 検討

民事訴訟法 5 条は、個別事件における請求や当事者の属性を考慮して、事件と最も密接に関連する土地について特別裁判籍を定めており、原告の提訴上の便宜が図られています。

貴社は、フランチャイズ方式で店舗を東京都内に限らず展開しておられますが、東京都外の顧客との間で紛争が生じる可能性があるにもかかわらず、利用規約 22 条は、他の管轄を排除して東京地方裁判所又は東京簡易裁判所のみを管轄とするものとなっています。従って、利用規約 22 条は、民事訴訟法 5 条の適用による場合に比し、消費者の権利を一方的に制限する内容となっており、消費者契約法 10 条により無効です。

よって、貴社の利用規約 22 条から「専属的」との文言を削除してください。

9 貴社ホームページの表示について

(1) 貴社のホームページの表示

貴社はホームページにおいて、次の画面 及び を使用されています。

(画面)

(画面)

(2) 画面 についての検討

ア 消費者契約法3条1項1号は、事業者の努力義務として、「消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮すること。」を、同項2号は「消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ、事業者が知ることができた個々の消費者の年齢、心身の状態、知識及び経験を総合的に考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供すること。」を定めています。

イ また、同法4条2項は「当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意又は重大な過失によって告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし」て意思表示をした場合に取消権を定めています。

ウ Q & Aの「会員種別を教えてください。」及び「退会したい場合はどうしたらいいですか?」には違約金がかかることの記載はありますが、貴社のホームページの画面 においては、「継続期間でご自身にあったプランをご選択ください。」と、期間に応じて選択をするよう誘導する一方で、利用料月額が期間が長い程安く設定されている一方で、消費者のプラン選択にとって重要な要素となる違約金の定めの有無及び額については表示されていません。

エ 消費者契約法3条1項1号に基づき、画面 において、消費者のプラン選択にとって重要な要素となる違約金の定めの有無及び額について、表示して下さい。

(3) 画面 についての検討

ア 不当景品類及び不当表示防止法（以下、単に「景表法」といいます。）第5条第2号は、「役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」に該当する表示を禁止しています（当団体の差止請求権については景表法第30条第1項第2号）。

イ 画面 左においては、「全国のフィットネスジム使用料/月平均」として、「年々上昇」と、利用料金が上昇していることが折れ線グラフで記載されています。

画面 右においては、比較対象として、左側に「一般的な会員制フィットネスジム」が表記され、右側には、「一般的な会員制フィットネスジム」の棒グラフの3分の1程の棒グラフの中に、「月会費 約1/3」「2,980円/月(税込み3,278円) プレミアム会員の場合」と記載されています。

ウ 「小売物価統計調査による価格推移|日本の物価」において、「フィットネスクラブ使用料：プール・トレーニングジム・フィットネススタジオを有するフィッ

トネスクラブ 個人会員の会費(利用日時の制限なし)」について、「2023年4月 / 全国平均 10,307円」とされていました。

画面 左のグラフは、上記「小売物価統計調査による価格推移|日本の物価」を出典とするものと考えられますが、統計条件は「プール・トレーニングジム・フィットネススタジオを有するフィットネスクラブ 個人会員の会費(利用日時の制限なし)」であり、プール設備等を有しない貴社の会費と比較することは、そもそも比較対象として不適切です。

また、画面 右は、あたかも貴社の月会費が著しく低額であるかのような表記となっており、同業他社よりも著しく有利であると一般消費者の誤認を招く表示といえます。貴社の画面 は、「不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められ」、景表法第5条第2号の禁止に違反していると言わざるを得ません。

エ よって、画面 を、不当景品類及び不当表示防止法第5条第2号に適合するように、改訂して下さい。

以上